破産手続廃止及び免責許可決定

平成２１年（フ）第２６８号
静岡県富士宮市野中987番地の７
破産者　平林登志子
１　決定年月日　平成22年９月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第３６号
静岡県富士市鮫島521番地、前住所静岡県静岡市清水区但沼町234番地の６
破産者　稲葉　安彦
１　決定年月日　平成22年９月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第８４号
茨城県潮来市潮来1082番地１　潮田荘１
破産者　今井　敏昭
１　決定年月日　平成22年10月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所麻生支部

平成２２年（フ）第１５１２号
名古屋市瑞穂区宝田町６丁目７番地　エクセルハイツ瑞穂102号
破産者　藍谷　德正
１　決定年月日　平成22年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第８２号
茨城県つくば市谷田部1433番地３　石塚サンライフＢ棟102号
破産者　髙田　家治
１　決定年月日　平成22年10月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（フ）第２８号
宮崎県延岡市南一ケ岡２丁目４番１号
破産者　佐保サザ子
１　決定年月日　平成22年10月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第１３１０号
札幌市手稲区手稲前田559番地４　ハイツウエシマⅠ―201号
破産者　小久保幸広
１　決定年月日　平成22年10月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１４７９号
札幌市東区東苗穂14条１丁目９番１号
破産者　川島　俊彦
１　決定年月日　平成22年10月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１７８０号
札幌市南区藤野911番地　株式会社ダイイチ札幌営業所
破産者　鈴木　達裕
１　決定年月日　平成22年10月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４６７号
盛岡市三本柳23地割９番地９
破産者　藤村チナ子
１　決定年月日　平成22年10月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第４８１号
盛岡市東松園１丁目30番11―403号
破産者　三上　卓也
１　決定年月日　平成22年10月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第１０６号
茨城県日立市大沼町４丁目10番８号
破産者　加藤　洋二
１　決定年月日　平成22年10月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２２年（フ）第１０７号
茨城県日立市大沼町４丁目10番８号
破産者　加藤たき子
１　決定年月日　平成22年10月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２２年（フ）第１０９号
茨城県高萩市大字安良川955番地の１　原マンション303
破産者　原　　廣晃
１　決定年月日　平成22年10月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２２年（フ）第２８９号
埼玉県川越市大字笠幡1650番地14
破産者　吉澤　広幸
１　決定年月日　平成22年10月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第３３０号
群馬県太田市鳥山上町2199番地２ジュネスビューラー106号、開始決定時の住所埼玉県川越市稲荷町21番地７
破産者　新井　清美
１　決定年月日　平成22年10月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第５７７号
埼玉県日高市大字原宿249番地13　レオパレスプチ・フルールⅡ203号室、住民票上の住所埼玉県日高市大字原宿229番地30
破産者　海藤　光谷
１　決定年月日　平成22年10月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第９２６号
神奈川県座間市相模が丘１丁目20番15号シャトー相模302号
破産者　越智　　裕
１　決定年月日　平成22年10月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１７９１号
名古屋市守山区喜多山２丁目41番７号　メゾン寿々喜４Ａ号
破産者　山本　拓男
１　決定年月日　平成22年10月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部